

|  |     |
|--|-----|
| 子ども・子育て新システム検討会議作業グループ<br>幼保一体化ワーキングチーム(第3回) | 資料2 |
| 平成22年11月16日                                  |     |

# 新システムにおける指定制と認可制の 関係について(案)

平成22年11月16日

第3回 幼保一体化ワーキングチーム資料

## 1. 現行制度

現行制度においては、事業を開始するときは、事業の適正性を担保するため、行政庁の認可又は届出を必要としており、施設内で虐待が行われるなど事業内容が不適正なときは行政命令の対象となる。

ア 幼稚園又は保育所を設置するときは、行政庁の認可を受ける。

イ 認可外の保育事業を実施するときは、行政庁に届出を行う。

認可を受けた幼稚園又は保育所については、財政措置(私学助成、保育所運営費等)が講じられる。

認可外の保育事業については、最低基準を満たすもの、満たさないもの、いずれについても、財政措置はない。

このように、現行制度においては、認可と財政措置がセットとなっている。

## 2. 新たな制度

新たな制度においても、事業を開始するときは、事業の適正性を担保するため、行政庁の認可又は届出を必要とし、施設内で虐待が行われるなど事業内容が不適正なときは行政命令の対象とする。

ア 幼稚園、保育所又はこども園(仮称)を設置するときは、行政庁の認可を受ける。

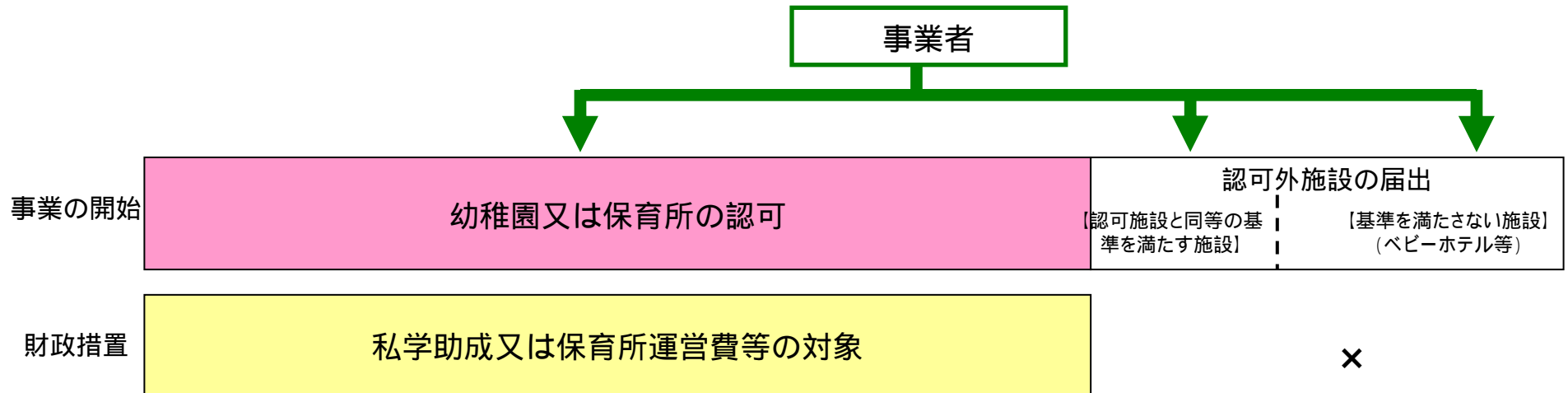
イ その他の保育事業を実施するときは、行政庁に届出を行う。

新システムにおいては、指定制を導入し、客観的基準を満たした施設については、認可の有無に関わらず、財政措置(幼保一体給付(仮称))の対象とする。

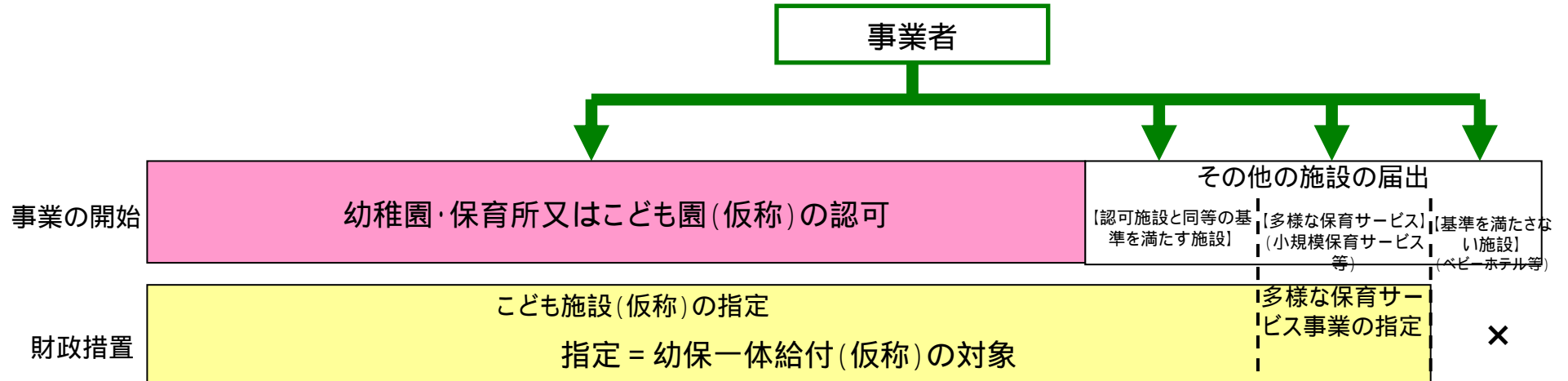
また、小規模保育サービス等多様な保育サービスについても、幼保一体給付(仮称)の対象とする。

このように、新システムにおいては、認可の有無に関わらず、基準を満たした施設や多様な保育サービスが財政措置(幼保一体給付(仮称))の対象となる。

【現行制度】



【新たな制度】



(注) 学校法人や社会福祉法人が設置・運営する認可施設については、法人に対する経営の関与及び撤退の制限を通じて、地域における幼児教育・保育の安定的な提供が担保されていること等に着目して、税制上の優遇措置が講じられている。